

仕様書に対する質問・回答書

令和8年7月22日

業 務 名	岡山県警察ネットワーク端末の借入れ 1291 組
-------	--------------------------

回答者 岡山県警察本部警務部情報管理課長

問1 ネットワーク端末借入仕様書（以下「仕様書」という。）別添1の3『ネットワーク端末の設定内容』において、納入場所にてディスクイメージの複製等の作業を行うこととされていますが、全 1,291 台を滞りなく処理するためには複数台の並行作業が必須と考えます。

実際の作業場所（岡山県警察本部又は岡山市内の警察施設）において、同時にキッティング展開が可能な端末台数の上限、あるいは確保いただける電源容量（アンペア数）と作業スペースの目安をご教示いただけますでしょうか。

答1 作業予定場所における電源容量は、主ブレーカーが 150 アンペア、枝ブレーカーが 20 アンペア 13 回路です。作業スペースは約 100 m²です。

問2 仕様書別添3『ネットワーク端末の納入条件』7(2)について、納入後、貴県警が情報機器に『不正な変更が疑われる』と判断された場合の調査において、高度な第三者専門機関によるフォレンジック調査などが要求される想定でしょうか。

また、調査の結果、不正な変更が認められなかった（受注者に非がなかった）場合であっても、当該調査費用は全額受注者側の負担となるのでしょうか。

答2 高度な第三者専門機関への調査を求めるかは、疑われる不正な変更の内容によって判断することとなります。

また、調査を行った結果、不正な変更が認められなかったとしても、調査費用は受注者側の負担となります。

問3 仕様書別添3『ネットワーク端末の納入条件』10において、『検収後1年以内に障害が発生した場合は、無償で修復すること』と規定されていますが、機器の自然故障以外の要因（例：落下、水漏れ等の取扱上の過失や、OS・ソフトウェアの設定等に起因する不具合）が疑われる場合の、原因の切り分け（一次対応）作業に係る費用や対応工数についても無償の範囲に含まれるというご認識でよろしいでしょうか。

答3 障害の原因が明らかに発注者の過失による場合は、無償の範囲には含まれません。

なお、その範囲については、障害の都度、発注者と受注者で協議を行うこととなります。

問 4 仕様書別添 3『ネットワーク端末の納入条件』11 において、「受注者は、納入した機器の検収後 5 年間は、岡山県の請求により、速やかに修復できる人員、技術的体制及び主要部品の補充体制を確保すること」とあります。確実な保守履行を担保するため、リース会社からの誓約にとどまらず、提案する該当機種的主要部品の供給がメーカーによって確実に 5 年間保証されていることを必須条件とする認識でよろしいでしょうか。

例) P C メーカー自身が本件に対してその旨を確約する証明書（またはそれに準ずるメーカー保証の書面）を提示

答 4 認識のとおりで差し支えありません。

なお、メーカーの証明書を発注者に提出することは求めています。